

独立行政法人農業者年金基金の
平成19年度に係る業務の実績に
関する評価結果

農林水産省独立行政法人評価委員会
農業分科会

業務実績の総合評価

総合評価：A

1 評価に至った理由

法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の全ての中項目について、A評価となった。

これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

2 業務運営に対する主な意見等

全体として順調に業務が実施されていると考えられる。

今後も、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）等の政府全体の取組を踏まえつつ、中期計画に基づいたより具体的な年度計画の策定や、年度計画の達成のみに拘泥することなく業務の創意工夫、業務プロセスの重視等により、新たな中期目標の達成に向けて業務を効率的・効果的に実施されたい。また、業務実績報告書等の作成に当たっては、一般国民にも理解が容易となるよう、より理解しやすい表現振りについて引き続き検討することが望まれる。

〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置〕について

全体として計画どおり順調に実施されている。

運営経費の抑制については、一般管理費、事業費ともに、平成19年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。

また、随意契約については、引き続き「随意契約見直し計画」に基づく一般競争入札等への移行や契約審査委員会の活用により、入札及び契約等の適正な実施が望まれる。

人件費については、俸給月額を引き下げや管理職手当の引下げ等により、総人件費改革の目標を上回る削減が実施されている。今後とも、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等の政府全体の取組を踏まえ、適切に削減されたい。

なお、給与水準については、平成24年度までに対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレズ指数）を100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて引き続き取り組まされたい。

業務受託機関の意見を踏まえて現況届の様式が改善され、業務量の軽減が図られている。引き続き、業務量削減の観点から申出書等の様式の改善について検討することが望まれる。

申出書処理状況管理システムの運用が開始されるなど、電算システムの開発・整備については計画どおり順調に実施されている。今後とも、実施状況のフォローアップを確実にを行うよう努められたい。

組織運営の合理化については、計画どおり1名常勤職員数を削減するとともに、コンプライアンス委員会が設置されている。

今後とも、組織運営の合理化に努められたい。

業務運営能力の向上等については、計画どおり研修等を行うなど順調に実施されている。

今後とも、研修内容の理解度の確認を行い、当該確認結果を次の研修に活用するなどの工夫をすることともに計画的に研修等を行うことにより、基金職員及び業務受託機関職員の業務運営能力の向上等に努められたい。

評価・点検の実施については、単なる数値目標の達成のみが本来の目的ではないことから、関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行できるように、また、業務受託機関における適正な業務が行われるよう一層努められたい。

〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置〕について

農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合については、適切な年金給付を行うため必要不可欠なものであることから、不突合の解消に向けた取組をより一層努められたい。また、農業者年金の加入申請時の申込者に対して付加年金の制度啓発を行うことにより、付加年金への未加入が解消されるよう業務受託機関に対し指導されたい。

被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対して申出書等の提出が速やかに行われるよう一層の働きかけを行われたい。さらに申出書等の標準処理期間内での処理についても適切に行われたい。

年金資産の運用に当たっては、安全性・効率性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供等に引き続き努められたい。なお、経年による運用環境の変化に応じ、資産構成割合の見直しが適切に行われている。

制度の普及推進については、平成19年度の新規加入者数が目標の9割に達しないため、評価指標に基づきb評価としたところであるが、平成19年度の新規加入者数が前々年度の2.5倍、前年度の1.8倍と過去の加入実績から大幅に増加していることを踏まえると、評価しうるものである。

今後は、認定農業者や家族経営協定締結者などに加入を重点的に実施するなど、メリハリのきいた

普及推進活動等を効率的・効果的に実施するなどの工夫により、「加入者10万人早期達成3カ年計画」を確実に達成されるよう努められたい。

- [3 財務内容の改善に関する事項] について
計画どおり、すべての担保物件について分類の見直しを行い、適切に債権の管理・回収が行われている。
今後とも、貸付金債権の適切な管理・回収に努められたい。
- [4 長期借入金]
金利競争入札により極力有利な条件で借入れが行われている。今後とも、極力有利な条件で借入れを行われたい。
- [5 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画] について
予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成している。
業務委託費については、加入推進活動の業務が増加する中、経費が若干増加しているが、事業費全体では経費が削減されている。今後とも、より一層、支出削減の取組を実施するとともに、業務実績等の把握に努め、実施状況・効果の検証を行い、効率的・効果的に委託業務を実施されたい。また、北海道（札幌市）と九州（熊本市）にある地方連絡事務所については、平成22年度までに廃止されたい。
利益剰余金が発生しているが、適切であると考ええる。なお、積立金のうち貸付金債権等について次期中期目標期間に繰り越されており（4,296,145千円）それ以外は国庫納付（1,003,718千円）されている。
柏職員宿舎等については、適切に減損会計が行われている。今後、独立行政法人通則法が改正された場合は、速やかに売却等の手続きを取られたい。
- [6 短期借入金の限度額] について
19年度は実績がなかったため、評価を行わなかった。
- [7 剰余金の使途] について
19年度は実績がなかったため、評価を行わなかった。
- [8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項] について
中期計画及び平成19年度計画に基づき、1名の職員数の削減を行うなど計画どおり順調に実施されている。
今後とも、中期計画及び年度計画に定める「職員の人事に関する計画」に基づき適正な人員配置に努められたい。

| 評価項目（大項目） | 評価 |
|---|----|
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | A |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | A |
| 第3 財務内容の改善に関する事項 | A |
| 第4 長期借入金 | A |
| 第5 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画 | A |
| 第6 短期借入金の限度額 | - |
| 第7 剰余金の使途 | - |
| 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | A |

評価単位ごとの評価シート（総括表）

| 評価項目（評価単位） | 評価 |
|--|---|
| 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 業務運営の効率化による経費の抑制 2 業務運営の効率化 3 組織運営の合理化 4 業務運営能力の向上等 5 評価・点検の実施 | <ul style="list-style-type: none"> A A A A A |
| 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 農業者年金事業 2 年金資産の安全かつ効率的な運用 3 制度の普及推進 | <ul style="list-style-type: none"> A A A |
| 第3 財務内容の改善に関する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 財務内容の改善に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> A |
| 第4 長期借入金 | |
| 第5 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> A |
| 第6 短期借入金の限度額 | - |
| 第7 剰余金の使途 | - |
| 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） | <ul style="list-style-type: none"> A |

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------|--------|-----------|------|--------|-----|-------|-----------|-----------|------|-----------|------|-----|-----------|-----------|------|-----------|------|--|--------|--------|-----|-------|-----------|-----------|------|-----|-----------|-----------|------|---|
| <p>第1-1 業務運営の効率化による経費の抑制</p> | <p>業務運営の効率化による経費の抑制 【評価結果】 指標の総数：4 評価aの指標数：4×2点=8点 評価bの指標数：0×1点=0点 評価cの指標数：0×0点=0点 合計 8点(8/8=100%)</p> | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【中期計画】 (1) 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費(年金給付費等を除く。)についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底を図るとともに、一般競争入札の積極的導入、計画的な物資の調達等を行う。</p> | <p>【評価指標】 一般管理費 (一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a：削減率の達成度合が90%以上であった b：削減率の達成度合が50%以上90%未満であった c：削減率の達成度合が50%未満であった 事業費 (事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a：削減率の達成度合が100%以上であった b：削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c：削減率の達成度合が70%未満であった</p> | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【年度計画】 (1) 一般管理費について、業務の効率化を進め、前年度比0.4%抑制します。 また、事業費についても、事業の効率化を進め、前年度比6.4%抑制します。</p> | <p>【事業報告】 一般管理費については、人件費の削減計画の着実な実施等により経費を節減し、前年度比0.4%抑制する計画に対し、実績で3.7%の抑制を達成した。 事業費についても、業務の効率化を進め、前年度比6.4%抑制する計画に対し、実績では9.9%の抑制を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="582 1104 1321 1189"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度予算</th> <th>19年度予算</th> <th>抑制率</th> <th>19年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,449,934</td> <td>1,444,510</td> <td>0.4%</td> <td>1,395,891</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,897,425</td> <td>2,712,302</td> <td>6.4%</td> <td>2,610,897</td> <td>9.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="582 1240 1088 1326"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度実績</th> <th>19年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,335,946</td> <td>1,395,891</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,702,353</td> <td>2,610,897</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 一般管理費が増加したのは退職者が5名発生したこと等による。</p> <p>また、随意契約については、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行することとした「随意契約見直し計画」を平成19年12月に策定し、基金が行う契約締結事務の適格性について審査するため、平成20年2月に契約審査委員会を設置した。</p> <p>【特記事項】 監事監査において、随意契約見直し計画や入札及び契約等の適正な実施状況について監査が行われ、適正に実施されている旨の報告があった。</p> | | 18年度予算 | 19年度予算 | 抑制率 | 19年度実績 | 抑制率 | 一般管理費 | 1,449,934 | 1,444,510 | 0.4% | 1,395,891 | 3.7% | 事業費 | 2,897,425 | 2,712,302 | 6.4% | 2,610,897 | 9.9% | | 18年度実績 | 19年度実績 | 抑制率 | 一般管理費 | 1,335,946 | 1,395,891 | 4.5% | 事業費 | 2,702,353 | 2,610,897 | 3.4% | a |
| | 18年度予算 | 19年度予算 | 抑制率 | 19年度実績 | 抑制率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 1,449,934 | 1,444,510 | 0.4% | 1,395,891 | 3.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 2,897,425 | 2,712,302 | 6.4% | 2,610,897 | 9.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18年度実績 | 19年度実績 | 抑制率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 1,335,946 | 1,395,891 | 4.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 2,702,353 | 2,610,897 | 3.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【中期計画】 (2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に、人件費について5%以上の削減(退職手当及び複利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。)を行う。なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで(平成18年度以降2年間に、少なくとも人件費の2%の削減を行う。また、国家公務員の給与と構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p> | <p>【評価指標】 人件費 (人件費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a：削減率の達成度合が100%以上であった b：削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c：削減率の達成度合が70%未満であった (国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与改革の実施) a：給与の引下げ、国家公務員の給与改定率より節約した率による給与改定及び管理職手当の支給率の引き下げを行った b：給与の引下げ、国家公務員給与改定率より節約した率による給与改定及び管理職手当の支給率の引き下げのいずれかを行わなかった c：給与の引下げ、国家公務員給与改定率より節約した率による給与改定及び管理職手当の支給率の引き下げを行わなかった</p> | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【年度計画】

(2) 人件費について17年度比で少なくとも2%の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ役職員の給与の引下げ(新旧俸給月額差額は支給しない。)を行います。

さらに、給与水準の適正化の観点から

国家公務員の給与改定率より節約した率による給与改定

管理職手当の支給率の引下げを行います。

【事業報告】

人件費については、17年度比5.9%の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)を行った。

国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成19年度当初から、以下の措置を講じた。

役員については、本俸月額を1.4%引下げ(この引下げに伴う現給保障は行わない。)

職員については、俸給月額の1%を引下げ(この引下げに伴う現給保障は行わない。)

さらに、給与水準の適正化及び人件費抑制の観点から、

国家公務員においては、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額が4月に遡り引上げられたが、これを行わず、平成20年1月から職員の俸給月額の1%引下げ

平成20年1月から管理職手当支給対象者すべての支給割合の引下げ

部長級 19% 18%

課長級 19% 17%

調査役 15% 14%

課長補佐級 8% 7%

国家公務員においては勤勉手当0.05月の引上げが行われたが、これの据え置き等を行った。

人件費の実績 (単位：千円)

| | 17年度実績 | 19年度実績 | 抑制率 |
|-------|---------|---------|------|
| 人 件 費 | 754,840 | 710,667 | 5.9% |

上記取組により、対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は、前年比3.8ポイント低下し106.2となった。

【特記事項】

監事監査において、対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)の現在の状況と今後の引下計画等について監査が行われ、適正に計画されている旨の報告があった。

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|---|--|----------|
| <p>第1 - 2 業務運営の効率化</p> | <p>業務運営の効率化 【評価結果】 指標の総数：3 評価aの指標数：3 × 2点 = 6点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 6点 (6 / 6 = 100 %)</p> | <p>A</p> |
| <p>【中期計画】 (1) 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等は可能な限り簡素なものとする。</p> <p>【年度計画】 (1) 様式の改善 業務受託機関（農業委員会及びJA）による点検・確認業務的確・適正化を図っていくため、受託機関の業務量を把握するとともに、申出書等の様式改善について受託機関の意見を聴取して、検討を行います。</p> | <p>【評価指標】 (1) 申出書等の簡素化 (業務受託機関の業務量の把握、申出書等の様式の改善の検討の実施) a：業務受託機関の業務量を把握するとともに、申出書等の様式改善の検討を行った b：業務受託機関の業務量の把握又は申出書等の様式改善の検討を行わなかった c：業務受託機関の業務量の把握も申出書等の様式改善の検討も行わなかった</p> <p>【事業報告】 業務受託機関の業務量を把握し、毎年約60万件と膨大な量となっている「現況届」について、業務受託機関の意見を踏まえ、様式を改善した。さらに、「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」を業務受託機関の職員が容易に現況届の内容を理解できるよう改正して事務処理能力の向上と業務量の軽減を図った。 このことにより、現況届提出枚数の減少による事務量の削減が見込まれる。 (参考：現況届様式の主な改正点) ・経営移譲年金と農業者老齢年金の併給者用の現況届用紙を一枚に集約。 ・請求者の誤記入等を防ぐため、現況届用紙に受給している年金内容をあらかじめ印字。 ・現況届用紙に諸名義確認該当者及び保全管理該当者を標記し、該当者については業務受託機関で確認したことをチェックする欄を整備。</p> | <p>a</p> |
| <p>【中期計画】 (2) 業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、電子化された被保険者情報等の利用により、申出書等の点検・確認、申出書等処理状況の把握等を業務受託機関において可能とするシステムの開発・整備に関する検討を進め、そのようなシステムの積極的な導入を図る。</p> <p>【年度計画】 (2) 電算システムの開発・整備 電子情報提供システムに申出書処理状況管理システムを追加開発し、その運用を開始します。 情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、所要の見直しを行います。</p> | <p>【評価指標】 (2) 電算システムの開発・整備と導入 (申出書処理状況管理システムの開発及び運用の開始) a：システム開発を行い、運用を開始した b：システム開発は行ったが運用開始までには至らなかった c：システム開発を行わなかった</p> <p>(情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査及び見直し) a：セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、所要の見直しを行った b：セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行ったが、所要の見直しを行わなかった c：セキュリティポリシーの実施状況の外部監査及び所要の見直しを行わなかった</p> <p>【事業報告】 業務受託機関において申出書の処理状況が直接確認できるようにするため、電子情報提供システムに申出書処理状況管理システムを追加開発し、平成20年3月末から運用を開始した。 情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、ウイルス対策に関する指摘を踏まえ、感染リスクを低減させるためウイルス検索を実施した。</p> | <p>a</p> |
| <p>【中期計画】 (3) 申出書等の点検・確認等の委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p> | | |

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|--|--|----------|
| <p>第1 - 3 組織運営の合理化</p> | <p>組織運営の合理化 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1 × 2点 = 2点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100 %)</p> | <p>A</p> |
| <p>【中期計画】 (1) 組織の見直しについては、平成15年度中に、保険料の徴収等の事務を行う担当課と被保険者の資格審査等の事務を行う担当課とを統合して1課を削減する。 また、電算システムの整備・活用による業務運営の合理化・効率化を積極的に進めるため、業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化する。</p> | <p>【事業報告】 システム開発課について、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する事務を追加し、情報管理課と改組した。</p> | |
| <p>【中期計画】 (2) 常勤職員数については、組織の見直し並びに業務運営の合理化及び効率化に取り組み、中期目標期初の87人を、中期目標の期間の終了時までには82人とする。</p> | <p>【評価指標】 職員数の削減 a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった</p> | <p>a</p> |
| <p>【年度計画】 常勤職員数を1名削減し、82人とします。</p> | <p>【事業報告】 常勤職員数については、1名削減し、82人とした。 コンプライアンス委員会設置規程を平成20年3月28日に制定し、同委員会においてコンプライアンスの推進等について審議するとともに、意見・提言を行うこととした。</p> | |

| | | |
|---|---|----------|
| <p>は、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。</p> | <p>県段階における担当者等を対象とする研修等の実施 a : 計画どおり実施された b : 一部計画どおり実施出来なかった c : 計画どおり実施出来なかった</p> | <p>a</p> |
| <p>都道府県段階における受託機関（農業会議及びＪＡ中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p> | <p>市町村段階の受託機関の担当者等を対象とした研修等（研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣） a : 講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった b : 講師派遣依頼に対する対応割合が50%以上90%未満であった c : 講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった</p> | <p>a</p> |
| <p>市町村段階における受託機関（農業委員会及びＪＡ）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、の研修等を終了した後、速やかに、全ての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。</p> | <p>（リーダーを対象とした研修会の開催） a : 計画どおり実施された b : 一部計画どおり実施出来なかった c : 計画どおり実施出来なかった</p> | <p>a</p> |
| <p>【年度計画】</p> | <p>【事業報告】</p> | |
| <p>(2) 業務受託機関担当者 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びＪＡ中央会） ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象とする「担当者会議」を年2回開催し、19年度に取り組むべき重点事項や事務処理手続きの変更事項等新たな事項を周知して、当該内容が市町村段階の業務受託機関までの確に周知されるようにするとともに、今後の業務推進にむけた意見交換を行います。 イ 市町村段階の業務受託機関担当者に対する実務上の円滑な指導が図られるよう、都道府県段階における業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象とした新任担当者研修会を6月に、また、スキルアップのための研修会を開催します。 ウ 10月に、4月に開催した担当者会議を踏まえた各県の業務の取組状況及び年度後半に向けての取組方針の把握と、その後の年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るとともに、加入推進活動のより一層の効果的な実施に資する資料や情報の提供を行うブロックを単位とした担当者会議を開催します。 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びＪＡ） ア 都道府県業務受託機関が実施する市町村段階における業務受託機関実務担当者及び新任担当者を対象とした研修会の内容に応じて、基金役職員の派遣を行います。 イ 都道府県業務受託機関との共催により、市町村段階における地区別加入推進班の指導的役割を担うリーダーを対象とした研修会を開催します。</p> | <p>都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びＪＡ中央会） ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、平成19年度に取り組むべき、平成19年度年度計画及び農業者年金業務の重点事項加入推進について 資格・収納・給付関係事務 ・被保険者の未分類の解消について ・被保険者の国民年金被保険者資格との整合性の確保について ・保険料の未納の解消について ・標準処理期間を定めた申出書等の処理結果について ・裁定請求書の返戻率の減少方策について 電子情報提供システムの利用状況について 等を内容とする担当者会議を4月に開催した。 ・参加者224名 また、平成20年度に向け、独立行政法人農業者年金基金の事務・事業の見直し 平成20年度業務委託費の見直し 平成20年度加入推進について 第3四半期の運用状況及び基本方針の見直し 等を内容とする担当者会議を1月に開催した。 ・参加者135名 イ 6月に、都道府県段階の業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、 農業者年金制度概論 加入推進の意義と具体的な取組事例 業務委託・保険料・受給要件・裁定事務 年金資産の運用と付利の仕組み 公的年金制度及び外部から見た農業者年金の評価 等を内容とする新任担当者研修会を開催し、制度の理解が得られた。 ・参加者65名 また、11月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、 旧制度の年金給の概要 特例付加年金の概要 経営移譲年金の支給停止 等を内容とする農業者年金に係るスキルアップ研修会を開催し、制度の理解が深まった。 ・参加者61名 ウ 10月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、 独立行政法人の見直しについて 「3ヶ年計画」及び加入推進について 年金業務について ・未分類者の調査結果及び被保険者記録確認リストの送付について ・申出書標準処理期間内の処理結果の概要について ・裁定請求書の返戻率の減少方策について ・農業者老齢年金の受給権が発生する者等への事前お知らせについて ・電子情報提供システムについて 年金資産の運用状況について 等を内容とする担当者会議を開催した。</p> | |

・参加者203名

市町村段階における受託機関（農業委員会及びＪＡ）
ア 都道府県段階の業務受託機関に対して、４月に開催した担当者会議、
６月に開催した新任担当者研修会及び10月に開催したブロック別担当者
会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう
指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務
担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。

・派遣依頼件数 114件
・派遣件数 114件
・派遣人数 139名

イ 新規加入者を確保するため、６月から12月まで、都道府県業務受託機
関との共催により、市町村段階における地区別加入推進班活動の指導的
役割を担う「加入推進部長」を対象として、

農業者年金の概要と加入推進の取組み
各地における加入推進の取組事例
保険料助成と経営継承
外部からみた農業者年金制度の評価
外部講師による今後の農業情勢に関する講演
等を内容とする特別研修を全国15カ所で開催した。
・参加人数：1,487人

【特記事項】

講師派遣依頼に対する対応割合：100%

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|--|---|----|
| <p>第1 - 5 評価・点検の実施</p> | <p>評価・点検の実施 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 4点 (4 / 4 = 100 %)</p> | A |
| <p>【中期計画】 (1) 業務の運営、年度計画等の重要事項について意見を聴くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>【年度計画】 (1) 9月に業務の運営状況及び平成18年度計画実績等、3月に業務の運営状況及び中期計画、平成20年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p> | <p>【評価指標】 (1) 運営評議会の開催 (運営評議会の年2回以上の開催と、意見の業務運営への反映) a：2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた b：2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させなかった又は1回しか開催しなかった c：開催しなかった</p> <p>【事業報告】 9月に農業者年金事業の実施状況、年金資産の運用状況、平成18年度計画実績及び評価を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成20年度計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、加入推進部長への特別研修の成果を上げるため、理事長名による「加入推進取組のお願い」を全国の加入推進部長に送付 農業者年金制度を広くPRするため、農業関係新聞3紙に広告を掲載を行った。</p> | a |
| <p>【中期目標】 (2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村段階の業務受託機関における事務処理についての 考査指導について 要件審査等の遂行状況、 加入推進活動状況 等を重点に、中期目標期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の道府県（平成14年度実績14道府県）において計画的に実施する。</p> <p>【年度計画】 (2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、23道県の業務受託機関について考査指導を行います。</p> | <p>【評価指標】 (2) 考査指導の実施 a：考査指導実施の達成度合が100%以上であった b：考査指導実施の達成度合が70%以上100%未満であった c：考査指導実施の達成度合が70%未満であった</p> <p>【事業報告】 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、23道県の業務受託機関を対象に考査指導を行った。 また、事後措置を要すると認められる事項については、関係各部（室）を通じてフォローアップを行った。</p> <p>考査指導実施市町村該当道府県 北海道、青森県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県</p> <p>【特記事項】 達成度合：100%</p> | a |

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|---------|-------|--------|-------|------|--------|--------|--------|---|-------|-------|-------|---------|-------|--------------|---|-------|-------|-------|-----|---|-------|-------|-------|-----|---|-------|-------|-------|--|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|--------------|---|-------|-----|-------|-----|---|-----|-----|-------|-----|---|-------|-------|-------|---|
| 第2 - 1 農業者年金事業 | 農業者年金事業 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：5 × 2点 = 10点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 10点 (10/10 = 100 %) | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【中期計画】 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金の被保険者記録とを整合させるとともに、被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対し、当該変更に即した申出書等の速やかな提出を働きかける。 | 【評価指標】 (1) 被保険者資格の適正な管理 (適切な年金給付を行うため農業者年金被保険者資格記録と国民年金の被保険者記録との突合及び業務受託機関を通じた申出書等の提出の働きかけ) a：複数回の突合及び働きかけの実施により、不整合者の減少率が30%以上であった b：複数回の突合及び働きかけを実施したが、不整合者の減少率が10%以上30%未満であった c：複数回の突合及び働きかけを実施したが、不整合者の減少率が10%未満であった 5月、11月突合時に不整合であった者の前回突合時からの改善状況を把握した上で評価するものとする。 (適切な年金給付を行うため業務受託機関に対して、資格の喪失等が予め見込まれる者を連絡し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけ) a：資格喪失が見込まれる者のリストを作成し、働きかけを行った b：資格喪失が見込まれる者のリストを作成したが、働きかけを行わなかった c：資格喪失が見込まれる者のリストを作成しなかった | a | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【年度計画】 (1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。 業務受託機関に対して政策支援加入者の特例保険料に係る資格の喪失等が予め見込まれる者の情報を提供し、特例保険料の資格喪失が生じた場合には、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。 | 【事業報告】 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、5月及び11月に両記録の突合を実施した。その後、不整合となっている該当者リストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。 なお、平成18年11月に不整合であった者4,117名のうち平成19年5月に不整合であった者は28.3% (1,165名) 減少し2,952名となり、平成19年5月突合時に不整合であった者4,329名のうち平成19年11月にも不整合であった者は38.3% (1,658名) 減少し2,671名となった。 (単位：人、%) <table border="1" data-bbox="608 1402 1342 1615"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年11月</th> <th>19年5月</th> <th>19年11月</th> <th>対象数の計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>81,755</td> <td>84,045</td> <td>84,720</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>不整合者数</td> <td>4,117</td> <td>4,329</td> <td>(4,122)</td> <td>8,446</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月経過後の不整合者数</td> <td>-</td> <td>2,952</td> <td>2,671</td> <td>5,623</td> </tr> <tr> <td>減少数</td> <td>-</td> <td>1,165</td> <td>1,658</td> <td>2,823</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>-</td> <td>28.3%</td> <td>38.3%</td> <td>33.4%</td> </tr> </tbody> </table> (参考) 付加保険料に関する項目を除いた不整合者数 (単位：人、%) <table border="1" data-bbox="608 1812 1342 2002"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年11月</th> <th>19年5月</th> <th>19年11月</th> <th>対象数の計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不整合者数</td> <td>1,484</td> <td>1,621</td> <td>(1,227)</td> <td>3,105</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月経過後の不整合者数</td> <td>-</td> <td>1,152</td> <td>904</td> <td>2,058</td> </tr> <tr> <td>減少数</td> <td>-</td> <td>332</td> <td>717</td> <td>1,047</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>-</td> <td>22.4%</td> <td>44.2%</td> <td>33.7%</td> </tr> </tbody> </table> | | 18年11月 | 19年5月 | 19年11月 | 対象数の計 | 対象者数 | 81,755 | 84,045 | 84,720 | - | 不整合者数 | 4,117 | 4,329 | (4,122) | 8,446 | 6ヶ月経過後の不整合者数 | - | 2,952 | 2,671 | 5,623 | 減少数 | - | 1,165 | 1,658 | 2,823 | 減少率 | - | 28.3% | 38.3% | 33.4% | | 18年11月 | 19年5月 | 19年11月 | 対象数の計 | 不整合者数 | 1,484 | 1,621 | (1,227) | 3,105 | 6ヶ月経過後の不整合者数 | - | 1,152 | 904 | 2,058 | 減少数 | - | 332 | 717 | 1,047 | 減少率 | - | 22.4% | 44.2% | 33.7% | a |
| | 18年11月 | 19年5月 | 19年11月 | 対象数の計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者数 | 81,755 | 84,045 | 84,720 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不整合者数 | 4,117 | 4,329 | (4,122) | 8,446 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6ヶ月経過後の不整合者数 | - | 2,952 | 2,671 | 5,623 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減少数 | - | 1,165 | 1,658 | 2,823 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減少率 | - | 28.3% | 38.3% | 33.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18年11月 | 19年5月 | 19年11月 | 対象数の計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不整合者数 | 1,484 | 1,621 | (1,227) | 3,105 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6ヶ月経過後の不整合者数 | - | 1,152 | 904 | 2,058 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減少数 | - | 332 | 717 | 1,047 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減少率 | - | 22.4% | 44.2% | 33.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【特記事項】

なお、不整合の事由には、加入年月日の違いなど資格記録の不整合、記号番号違い、国民年金付加保険料の記録なしなどがあるが、国民年金付加保険料に関する不整合について、農業者年金の適切な給付に影響を及ぼすことがないから、当該項目を対象外とする。

・達成割合 33.7% ÷ 30% = 112.3%

政策支援加入者の特例保険料に係る資格要件の喪失が予め見込まれる者のリストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。

リスト作成者：3,219人

リストを送付した業務受託機関：1,455農業委員会

月別実績 (単位：人、団体)

| 月 | 19/4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|-------|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 対象者数 | 171 | 125 | 198 | 1,283 | 193 | 443 | 181 |
| 対象団体数 | 97 | 66 | 125 | 414 | 108 | 225 | 87 |

| 月 | 11 | 12 | 20/1 | 2 | 3 | 合計 |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|-------|
| 対象者数 | 169 | 104 | 98 | 147 | 107 | 3,219 |
| 対象団体数 | 68 | 66 | 61 | 70 | 68 | 1,455 |

【中期計画】

(2) 申出書等の迅速な処理

提出された申出書等については、極力迅速に処理を行う。

また、申出書等を受け付けてから当該申出等に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を次のように定め、当該標準的な期間を定めた申出書等については、その97%（過去の実績値）以上を当該期間内に処理することとし、その結果について、毎年度公表する。

- ・加入申出書 60日以内
- ・カラ期間該当申出書 60日以内
- ・被保険者証再交付申請書 60日以内
- ・保険料額変更申出書 60日以内
- ・年金・一時金裁定請求書 90日以内

【年度計画】

(2) 申出書等の迅速な処理

標準処理期間を定めた申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。

また、不備が発見された申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、返戻件数が減少するよう指導します。

申出書等の処理状況の調査を年2回（8月及び2月）行い、その結果を公表します。

また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるようにします。

【評価指標】

(2) 申出書等の迅速な処理

(標準処理期間内での処理)

- a：標準処理期間内での処理の達成度合が100%以上であった
- b：標準処理期間内での処理の達成度合が70%以上100%未満であった
- c：標準処理期間内での処理の達成度合が70%未満であった

(不備のある申出書等の迅速な返戻を行い、返戻件数が減少するよう指導)

- a：迅速な返戻を行い、指導を行った
- b：迅速な返戻を行ったが、指導を行わなかった
- c：迅速な返戻、指導ともに行わなかった

(処理された申出書等の処理状況を公表し、期間内に処理できるよう指導)

- a：申出書等の処理状況の結果を2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った
- b：申出書等の処理状況の結果を2回公表したが、期間内に処理できるよう指導を行わなかった
- c：申出書等の処理状況の結果を公表しなかった

【事業報告】

提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成19年8月処理分が96.9%、平成20年2月処理分が98.0%で、調査2回の平均期間内処理割合は97.5%であった。

審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日には該当受託機関に返戻した。

また、返戻件数を減少させる方策として、都道府県段階における業務受託機関の担当者を対象とした4月の全国会議、10月のブロック会議において、チェックシートによる裁定請求書の最終確認を徹底するよう要請した。

さらに、都道府県段階の業務受託機関が主催する市町村段階の担当者会議や研修会へ業務受託機関の依頼に応じ基金職員を講師として派遣し、分かりやすいマニュアルを活用し、返戻件数を減少させる上で注意すべき申出書等の作成方法について説明した（派遣件数6件）。

処理月別標準処理期間内処理割合 (単位：件、%)

| 処理月 | 処理件数(a) | 期間内処理(b) | b/a |
|---------|---------|----------|------|
| 平成19年8月 | 2,073 | 2,008 | 96.9 |
| 平成20年2月 | 2,666 | 2,613 | 98.0 |
| 計 | 4,739 | 4,621 | 97.5 |

【特記事項】

達成度合：100.5% (97.5% (実績) ÷ 97% (目標) = 100.5%)

処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成19年8月分の結果を平成19年10月4日に、平成20年2月分の結果を平成20年3月31日にそれぞれホームページで公表した。

また、期間内に処理できなかったものについては、原因を整理し、その理由が業務受託機関に起因するものについて、業務受託機関に対し、申出書等を適正かつ早急に処理するよう指導した。

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|--|--|----------|
| <p>第2 - 2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> | <p>組織運営の合理化 【評価結果】 指標の総数：4 評価aの指標数：4 × 2点 = 8点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 8点 (8 / 8 = 100 %)</p> | <p>A</p> |
| <p>【中期計画】 (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p> | <p>【評価指標】 (1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 (年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う) a：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行った c：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかった</p> | <p>a</p> |
| <p>【年度計画】 (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。</p> | <p>【事業報告】 年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、被保険者ポートフォリオ、受給権者ポートフォリオ、被保険者危険準備金ポートフォリオ、受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> | |
| <p>【中期計画】 (2) 資金運用委員会（役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度4回以上開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p> | <p>【評価指標】 (2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 (計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う) a：計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った b：計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかった c：計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった</p> | <p>a</p> |
| <p>【年度計画】 (2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p> | <p>【事業報告】 平成19年5月23日、7月27日、10月31日及び平成20年1月31日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成18年度、平成19年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。</p> | |
| <p>【中期計画】 (3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> | <p>【評価指標】 (3) 基本方針の分析・検証と見直し (資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行うとともに必要に応じ見直しを行う) a：資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行った b：資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行い見直しが必要とされたが、見直しを行わなかった c：資金運用委員会で基本方針について分析・検証を行わなかった</p> | <p>a</p> |
| <p>【年度計画】 (3) 資金運用委員会で、これまでの年金資産の管理・運用実態に基づき、基本方針について分析・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p> | <p>【事業報告】 現行の基本方針の策定から5年余りが経過し、資金運用を取り巻く経済環境等が変化したことから、資金運用委員会において、政策アセットミックスの分析・検証を主な内容とする基本方針の見直しに関する審議を11回行い、政策アセットミックスの策定等必要な見直しを行った。</p> | |
| <p>【中期計画】 (4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期毎にホーム</p> | <p>【評価指標】 (4) 運用成績等の情報提供 (計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通</p> | |

| | | |
|---|--|----------|
| <p>ページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p> | <p>知について) a : 年金資産に関する情報をHP上で公開するとともに加入者に運用結果を通知した b : どちらか一つしか実施しなかった c : いずれも実施しなかった</p> | <p>a</p> |
| <p>【年度計画】 (4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月にホームページで情報を公開します。また、加入者に対し、6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p> | <p>【事業報告】 平成18年度、平成19年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成19年6月29日（5月24日に速報版公開）、7月30日、11月1日及び平成20年1月31日にホームページで公開した。 また、加入者に対して、その者に係る平成18年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を平成19年6月27日付で通知するとともに、通知の趣旨について、ホームページに掲載した。</p> | |

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|--------|------|-------|--------|-------|-------|--------|--|----|----|-------|--------|-------|-------|-------|--|
| <p>第2 - 3 制度の普及推進</p> | <p>制度の普及推進 【評価結果】 指標の総数：5 評価aの指標数：4 × 2点 = 8点 評価bの指標数：1 × 1点 = 1点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 9点 (9 / 10 = 90 %)</p> | <p>A</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【中期計画】 (1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質についての理解を得るため、業務受託機関における制度説明会等を通じて制度の周知を図る。</p> | <p>【評価指標】 (1) 制度の周知 (「加入者10万人早期達成のための3カ年計画」実現のための重点対象者に対する制度の周知・普及活動の推進) a：新規加入者数が目標の90%以上であった b：新規加入者数が目標の50%以上90%未満であった c：新規加入者数が目標の50%未満であった</p> | <p>b</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【年度計画】 (1) 平成19年度から関係機関・団体一体で取り組む「3カ年計画」の実現にむけて、加入推進活動を強化するための「平成19年度加入推進特別対策」を実施します。</p> | <p>【事業報告】 地域における加入推進体制をより強化するとともに都道府県段階の業務受託機関による指導強化を図るため、「3カ年計画」に基づいて「平成19年度加入推進特別対策」を実施し、地域における加入推進活動の指導的リーダーとなる加入推進部長（農業委員・JA役員など）を設け、加入推進部長を対象とした特別研修会を全国15会場で開催（参加人数1,487人）した。 さらに 特別研修会用のテキストとして新たに「加入推進用ハンドブック」の作成 全国農業会議所と共催して都道府県農業会議事務局長会議を5月及び9月に開催し本特別対策の事業を円滑に行うための連絡調整や意見交換 年度後半における加入推進活動を本格化させるため11月に理事長名による「加入推進取組のお願い」を加入推進部長への送付を行った。 また、市町村段階の業務受託機関では、19年度の加入目標の設定、地区別加入推進班の整備等を行い、加入推進部長のもと、地区別加入推進班による戸別訪問等の加入推進活動を実施した。都道府県段階の業務受託機関では、市町村段階の業務受託機関の活動を円滑に実施するため、点検・指導並びに支援・協力を行った。 このように「3カ年計画」の年度別・地域別の数値目標の実現にむけて関係機関・団体が一丸となった取組や以下の制度の周知・普及活動に努めた結果、新規加入者数が前年度比8割増加した。 都道府県農業共済組合連合会等参事会議において制度の説明、チラシの配布及び広報誌掲載等の協力依頼 新・農業人フェアにおいて相談コーナーの設置及び資料の配布（8回） 全国農業者年金連絡協議会平成19年度通常総会に役員を派遣し加入推進活動の要請 第10回全国農業担い手サミットinとちぎにおいて相談コーナーの設置及びチラシの配布 平成19年度女性農業者リーダー全国会議においてチラシの配布 平成19年度農業者年金加入推進セミナーにおいてチラシの配布 平成19年度（第4回）女性農業委員活動推進シンポジウムにおいてチラシの配布 「アニメでわかる！農業者年金」を作成しホームページに掲載 農業関係新聞に制度PRの掲載（Q&A「よくわかる農業者年金」）（7シリーズ）、全面広告等） 新規就農者向け雑誌「i j u i n f o」へ制度PRの掲載</p> <p style="text-align: center;">年度別新規加入者数 (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: center;">2,296</td> <td style="text-align: center;">4,173</td> <td style="text-align: center;">181.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「3ヶ年計画」達成率（19年度） (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標</th> <th>実績</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td style="text-align: center;">5,650</td> <td style="text-align: center;">4,173</td> <td style="text-align: center;">73.9%</td> </tr> </tbody> </table> | | 18年度 | 19年度 | 対前年度比 | 新規加入者数 | 2,296 | 4,173 | 181.8% | | 目標 | 実績 | 対前年度比 | 新規加入者数 | 5,650 | 4,173 | 73.9% | |
| | 18年度 | 19年度 | 対前年度比 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規加入者数 | 2,296 | 4,173 | 181.8% | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 目標 | 実績 | 対前年度比 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新規加入者数 | 5,650 | 4,173 | 73.9% | | | | | | | | | | | | | | | |

新規加入者を含む加入者一人当たりを使用している業務委託費

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------------|-----------|-----------|
| 業務委託費(千円) | 2,273,629 | 2,320,777 |
| うち制度普及活動費(千円) | 425,268 | 561,828 |
| 旧制度受給権者数(人) | 652,352 | 626,181 |
| 旧制度待期者数(人) | 110,725 | 103,679 |
| 新制度加入者累計(人) | 83,972 | 88,103 |
| 計(人) | 847,049 | 817,963 |
| 一人当たりの委託費(円) | 2,684 | 2,837 |

【中期計画】

(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、広報誌等を通じ随時公表する。

【評価指標】

(2) 利用者の立場に立った資料の作成と公表
(現場のニーズを踏まえ、業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料の作成・配布)
a: 制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成し配布した
b: 制度の周知・普及活動に必要な資料を作成したが、配布しなかった
c: 制度の周知・普及活動に必要な資料を作成しなかった

a

(被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに、付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付)

a: 被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付した
b: どちらか一方しか実施しなかった
c: 実施しなかった

a

【年度計画】

(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な資料を作成します。
(3) 被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、新たに加入した者に対し保険料納付の重要性を記載した被保険者証を交付します。
19年6月に「平成18年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付する際、保険料納付の重要性を記載した文書を添付します。

【事業報告】

業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な資料を作成・配布した。
(作成・配布した資料)
・農業者年金入門ガイド
・農業者年金の制度と実務(現行制度、旧制度)
・のうねん加入推進事例集
・加入推進用リーフレット「しっかり積み立て、がっちりサポート安心で豊かな老後を 農業者年金」
・加入推進チラシ「国が支える 安心が大きくなる 担い手積立年金」
・農業者年金を受給するには(現行制度、旧制度)

被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、新たに被保険者になった者等に対し、老後の安定のためには保険料納付の積み重ねが重要である旨を記載した被保険者証を交付した。

(参考)

・19年度被保険者証の交付実績:4,283名

19年3月末の加入者82,559名に対して19年6月に「平成18年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付した際、保険料納付の重要性を記載した文書を同封し、保険料納付の重要性を周知した。

【中期計画】

(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中毎年度平均で18,000件(過去2カ年の平均)以上のアクセス件数となるようにする。

【評価指標】

(3) ホームページ掲載情報の定期的な更新等
(年1回以上の内容の見直しと情報の毎月1回以上の更新)
a: 情報内容の更新の達成度合が100%以上であった
b: 情報内容の更新の達成度合が70%以上100%未満であった
c: 情報内容の更新の達成度合が70%未満であった

a

(前年度以上のアクセス件数)

a: アクセス件数の達成度合が100%以上であった
b: アクセス件数の達成度合が70%以上100%未満であった
c: アクセス件数の達成度合が70%未満であった

a

【年度計画】

(4) 加入者や受給者の方々はもとより、広く農業者の方々に分かり易いホームページとするとともに、業務受託機関にとって使い易くするために、内容の見直し毎月更新することによる最新

【事業報告】

ホームページの情報を毎月更新し、業務受託機関及び加入者に対し、加入状況、保険料の運用に関する情報等を公開した。また、より分かり易く、使い易いホームページとするため、多様な閲覧者が必要な情報を容易に検索できるように、文字の大きさ、色遣いに配慮しつつ、掲載情報を各ジャンルご毎に整理し公表するリニューアルを行った。

・更新項目数:157回

・アクセス件数:174,672件(前年度136,264件)

の情報の提供
を行うことにより、アクセス件数
が前年度以上となるようにしま
す。

・リニューアル：平成20年3月31日

月別更新項目数及びアクセス数

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 更新項目数 | 14 | 9 | 17 | 8 | 11 | 8 |
| アクセス件数 | 12,768 | 16,046 | 17,643 | 15,076 | 14,579 | 12,281 |
| 月 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 更新項目数 | 22 | 11 | 11 | 14 | 14 | 18 |
| アクセス件数 | 15,014 | 13,133 | 12,536 | 14,010 | 15,571 | 16,015 |

【特記事項】

- ・情報内容の更新の達成度合：100%以上
- ・アクセス件数の達成度合：100%以上

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|--|---|----------|
| <p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> | <p>財務内容の改善に関する事項 【評価結果】 指標の総数：1 評価aの指標数：1 × 2点 = 2点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 2点 (2 / 2 = 100 %)</p> | <p>A</p> |
| <p>【中期計画】 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しを行うとともに、農地等担保物件の評価の見直しを中期目標の期間の期初及び期中の2回行う等により、適切な管理・回収を行う。</p> <p>【年度計画】 融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、貸付金債権の分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。</p> | <p>【評価指標】 貸付金債権の適切な管理・回収 (貸付金債権の適切な管理・回収) a：債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った b：債権分類の見直しを行ったが、これに基づく適切な管理・回収が不十分だった c：債権分類の見直しを行わなかった</p> <p>【事業報告】 すべての貸付金債権について、平成18年度末現在の状況に対応して、債権の分類見直しを行い、これに基づき、業務委託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な債権の管理・回収を行った。</p> | <p>a</p> |

評価単位ごとの評価シート

(大項目、 中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|--------|----------|------|------|----------|-------------|--------|--------|----------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|-------------|--------|--------|---------|---|
| 長期借入金 | 長期借入金 | A | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【中期目標】 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> | <p>【評価指標】 （長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ） a：極力有利な条件での借入を行った b：極力有利な条件での借入を行わなかった c：不利な条件での借入を行った</p> <p>【事業報告】 法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金は、法令及び農林水産大臣の要請に従い、低利かつ市中金利情勢等を反映した借入れとするため、金利競争入札による極力有利な条件での借入れを行った。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="564 779 1350 904"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入の相手方</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19.11.8</td> <td>みずほコーポレート銀行</td> <td>16,400</td> <td>1.328%</td> <td>H24.11.6</td> </tr> <tr> <td>H20.2.7</td> <td>山梨中央銀行</td> <td>18,800</td> <td>1.010%</td> <td>H25.2.5</td> </tr> <tr> <td>H20.2.7</td> <td>みずほコーポレート銀行</td> <td>18,900</td> <td>1.144%</td> <td>H25.2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・借入時点の長期プライムレート 19年11月 2.20% 20年2月 2.15%</p> | 借入年月日 | 借入の相手方 | 借入金額 | 借入利率 | 償還期限 | H19.11.8 | みずほコーポレート銀行 | 16,400 | 1.328% | H24.11.6 | H20.2.7 | 山梨中央銀行 | 18,800 | 1.010% | H25.2.5 | H20.2.7 | みずほコーポレート銀行 | 18,900 | 1.144% | H25.2.5 | A |
| 借入年月日 | 借入の相手方 | 借入金額 | 借入利率 | 償還期限 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H19.11.8 | みずほコーポレート銀行 | 16,400 | 1.328% | H24.11.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H20.2.7 | 山梨中央銀行 | 18,800 | 1.010% | H25.2.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H20.2.7 | みずほコーポレート銀行 | 18,900 | 1.144% | H25.2.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|-----------|--------|-----------|------|--------|-----|-------|-----------|-----------|------|-----------|------|-----|-----------|-----------|------|-----------|------|--|--------|--------|-----|-------|-----------|-----------|------|-------|--------|--------|------|-----|-----------|-----------|------|-----|-----------|-----------|------|--|
| <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画</p> | <p>予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 4点（4 / 4 = 100 %）</p> | <p>A</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【評価指標】 (1) 支出削減の取組 (事業費及び一般管理費の節減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等）) a：取組は十分であった b：取組はやや不十分であった c：取組は不十分であった なお、本指標の評価にあつては、 中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。 業務の効率的な運営の観点から、連絡事務所や委託業務の業務実績等を把握した上で評価するものとする。</p> | <p>a</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(2) 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) a：効果的な資金の配分は十分であった b：効果的な資金の配分はやや十分であった c：効果的な資金の配分は不十分であった この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。 また、 予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較 運営費交付金債務の残額、発生要因等 欠損金及び当期総損失並びに余剰金（積立金）及び当期総利益について、その額及び発生要因等 等を明らかにさせた上で、評価を行うものとする。</p> | <p>a</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【事業報告】 一般管理費については、人件費の削減計画の着実な実施等により経費を節減し、前年度比0.4%抑制する計画に対し、実績で3.7%の抑制を達成した。 事業費についても、業務の効率化を進め、前年度比6.4%抑制する計画に対し、実績では9.9%の抑制を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="600 1487 1310 1581"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度予算</th> <th>19年度予算</th> <th>抑制率</th> <th>19年度実績</th> <th>抑制率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,449,934</td> <td>1,444,510</td> <td>0.4%</td> <td>1,395,891</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,897,425</td> <td>2,712,302</td> <td>6.4%</td> <td>2,610,897</td> <td>9.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 一般管理費及び事業費の実績 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="600 1671 1161 1827"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度実績</th> <th>19年度実績</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>1,335,946</td> <td>1,395,891</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>連絡事務所</td> <td>56,751</td> <td>54,168</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,702,353</td> <td>2,610,897</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>2,333,306</td> <td>2,346,295</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 一般管理費が増加したのは、退職者が5名発生したこと等による。 2 委託費が増加したのは、加入推進特別対策の実施による。</p> | | 18年度予算 | 19年度予算 | 抑制率 | 19年度実績 | 抑制率 | 一般管理費 | 1,449,934 | 1,444,510 | 0.4% | 1,395,891 | 3.7% | 事業費 | 2,897,425 | 2,712,302 | 6.4% | 2,610,897 | 9.9% | | 18年度実績 | 19年度実績 | 増減率 | 一般管理費 | 1,335,946 | 1,395,891 | 4.5% | 連絡事務所 | 56,751 | 54,168 | 4.6% | 事業費 | 2,702,353 | 2,610,897 | 3.4% | 委託費 | 2,333,306 | 2,346,295 | 0.6% | |
| | 18年度予算 | 19年度予算 | 抑制率 | 19年度実績 | 抑制率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 1,449,934 | 1,444,510 | 0.4% | 1,395,891 | 3.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 2,897,425 | 2,712,302 | 6.4% | 2,610,897 | 9.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18年度実績 | 19年度実績 | 増減率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | 1,335,946 | 1,395,891 | 4.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡事務所 | 56,751 | 54,168 | 4.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 2,702,353 | 2,610,897 | 3.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託費 | 2,333,306 | 2,346,295 | 0.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(単位：千円)

| | 18年度実績 | 19年度実績 | 増減率 |
|---------|-----------|-----------|-------|
| 経常費用 | 4,071,377 | 4,207,101 | 3.3% |
| 委託費 | 2,333,306 | 2,346,295 | 0.6% |
| 連絡事務所経費 | 56,751 | 47,779 | 15.8% |

- (注) 1 経常費用に年金給付費等は含まない。
2 連絡事務所経費は支出ベースである。

1 連絡事務所 一般管理費の推移

(単位：千円)

| 連絡事務所名 | 人件費 | その他一般管理費 | 一般管理費 | |
|--------|-----|----------|-------|--------|
| 北海道 | H18 | 28,313 | 4,844 | 33,157 |
| | H19 | 27,266 | 4,035 | 31,301 |
| 九州 | H18 | 21,326 | 2,269 | 23,594 |
| | H19 | 20,512 | 2,355 | 22,867 |
| 計 | H18 | 49,638 | 7,113 | 56,751 |
| | H19 | 47,778 | 6,390 | 54,168 |

主な業務実績

| 業務名 | 北海道 | 九州 |
|--------------------|--|---|
| 行政機関及び受託機関との連絡調整 | 【18年度】 ・86回 ・年金事務の指導 ・研修に関すること等 | 【18年度】 ・300回 ・年金事務の指導 ・加入推進等 |
| | 【19年度】 ・72回 ・研修に関すること ・加入推進等 | 【19年度】 ・475回 ・研修に関すること ・年金事務の指導等 |
| 業務受託機関からの相談等(事務指導) | 【18年度】 ・3,742回 ・経営移譲関係 ・資格関係等 | 【18年度】 ・4,288回 ・支給停止関係 ・経営移譲関係等 |
| | 【19年度】 ・3,407回 ・資格関係 ・経営移譲関係等 | 【19年度】 ・4,811回 ・資格関係 ・支給停止関係等 |

(単位：回、件)

| 連絡事務所名 | 研修会等講師派遣回数 | 申出書処理件数 | | | |
|--------|------------|---------|--------|-------|--------|
| | | 旧制度 | 現制度 | 計 | |
| 北海道 | H18 | 31 | 9,077 | 7,658 | 16,735 |
| | H19 | 7 | 6,549 | 5,190 | 11,739 |
| 九州 | H18 | 12 | 15,607 | 1,546 | 17,153 |
| | H19 | 22 | 10,682 | 1,551 | 12,233 |

2 委託業務

(1) 農業者年金業務

申出書処理件数 (単位：件、人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|---------|---------|
| 申出書処理件数 | 196,135 | 117,028 |
| 現行制度 | 37,697 | 18,404 |
| 旧制度 | 158,438 | 98,624 |
| 加入者等数 | 847,049 | 817,963 |
| 新制度加入者累計 | 83,972 | 88,103 |
| 旧制度受給権者 | 652,352 | 626,181 |
| 旧制度待期者 | 110,725 | 103,679 |

(2) 加入推進活動
農業委員会

加入推進活動の内容 (単位：回)

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------------|--------|--------|
| 認定農業者研修会等 | 468 | 1,374 |
| 戸別訪問 | 4,065 | 3,371 |
| その他(制度勉強会等) | 2,733 | 2,427 |

農業協同組合

加入推進活動の内容 (単位：回)

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------------|--------|--------|
| 認定農業者研修会等 | 209 | 523 |
| 戸別訪問 | 1,595 | 1,483 |
| その他(制度勉強会等) | 1,436 | 1,307 |

都道府県農業会議

農業委員会が行う委託業務への指導、研修会等の実績

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|---------------------------------|---------------------|
| 開催数 | 596回 | 448回 |
| 参集人数 | 29,975人 | 21,696人 |
| 主な内容 | 業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金) | 業務担当者会議 新任担当者研修会 |

特別相談活動事業

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--|--|
| 電話相談件数 | 17,486件 | 18,456件 |
| 主な内容 | 経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更 | 経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更 |
| 巡回・定例相談会 | 535回 | 856回 |
| 参集人数 | 8,344人 | 14,307人 |

都道府県農業協同組合中央会

農業協同組合が行う委託業務への指導、研修会等の実績

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|---------------------------------|---------------------|
| 開催数 | 249回 | 252回 |
| 参集人数 | 11,112人 | 10,292人 |
| 主な内容 | 業務担当者会議 業務担当者研修会 (特例付加年金) | 業務担当者会議 新任担当者研修会 |

特別相談活動事業

| | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--|--|
| 電話相談件数 | 6,790件 | 6,281件 |
| 主な内容 | 経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更 | 経営移譲年金の支給停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、方法、諸名義の変更 |
| 巡回・定例相談会 | 273回 | 391回 |
| 参集人数 | 3,798人 | 4,268人 |

平成19年度加入推進特別対策の実績

| | |
|------------------------------|------------------------|
| 地区別加入推進班の整備のための巡回指導 | 377回 |
| 加入推進部長の設置数 | 2,197人 |
| 加入推進部長の指導的な活動実績 | |
| 加入対象者の把握と絞り込み (活動時間、活動人数) | 6,268時間 1,047人 |
| 制度の普及PR (活動時間、活動人数) | 11,228時間 1,162人 |
| 各種会議での働きかけ (活動時間、活動人数) | 8,401時間 955人 |
| 戸別訪問の実施 (活動時間、活動人数) | 14,839時間 1,300人 |
| その他 (活動時間、活動人数) | 1,685時間 169人 |
| 加入推進部長に対する特別研修 | 全国15カ所で開催 出席者1,437人 |
| 都道府県農業会議事務局長会議出席 | 46人 |

その他の活動事項

- ・特別研修に出席できなかった加入推進部長へのフォローアップ

3 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、柏職員宿舎について、平成20年度及至平成21年度末までに売却することとした。

【特記事項1】

- 1 柏職員宿舎については、利用率が低調であることと併せ、平成19年度末に入居者が退去したことにより、今後、独立行政法人通則法が改正された場合は、売却等の手続を取る。
- 2 監事監査において、保有資産の見直し状況について監査が行われ、売却までの間の維持管理について適正に実施されている旨の報告があった。

【特記事項2】

- 1 予算、収支計画、資金計画の計画と実績についての比較は別添参照(詳細については財務諸表を参照のこと。)
- 2 特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定及び農地売買貸借等勘定において当期総利益が生じているのは、独立行政法人会計基準第80第3による振替を行ったためである。旧年金勘定において、当期総損失が発生しているのは、自己財源(過去に貸し付けた債権の償還金等)を旧年金等給付費に充当したこと等のためである。
- 3 利益剰余金のほとんどは、旧制度において、農業者年金の加入者に対して農地を取得するための資金を旧年金勘定から農地売買貸借等勘定を経由して融資していたものの債権等が大宗を占めている(他に土地、資金本部事務所の敷金等)ところあり、適切であると考え。
なお、積立金については、貸付金が償還された現金で旧年金給付費用に充てるべきもの及び貸付金債権等で現金として手元のないもの等について次期中期目標期間に繰り越されており(4,296,145千円)それ以外は国庫納付(1,003,718千円)されている。

評価単位ごとの評価シート

(大項目、 中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|--|--|----|
| 第5 短期借入金の限度額 | 短期借入金の限度額 【短期借入金については、実績がなかったことから、評価の対象外】 | - |
| 【中期計画】 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。 | 【評価指標】 第5 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。) a：借入に至った理由等は適切であった b：借入に至った理由等はやや不適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 | - |
| 【年度計画】 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。 | 【実績なし】 | |

評価単位ごとの評価シート

(大項目、 中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|---|--|----|
| 第6 剰余金の使途 | 剰余金の使途 【剰余金の使途については、実績がなかったことから、評価の対象外】 | - |
| 【中期計画】 (1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実 | 第6 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定められた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) a：得られた成果は十分であった b：得られた成果はやや不十分であった c：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。) | - |
| 【年度計画】 (1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実 | 【実績なし】 | |

評価単位ごとの評価シート

(中項目、 小項目)

| 評価項目 | 達成状況 | 評価 |
|--|---|----------|
| <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> | <p>職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） 【評価結果】 指標の総数：2 評価aの指標数：2 × 2点 = 4点 評価bの指標数：0 × 1点 = 0点 評価cの指標数：0 × 0点 = 0点 合計 4点（4 / 4 = 100 %）</p> | <p>A</p> |
| <p>【中期計画】 (1) 方針 職員の採用に当たっては、資金運用体制の充実等を図るため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、適正な人員配置を行う。</p> | <p>【評価指標】 (1) 方針 a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった</p> | <p>a</p> |
| <p>【年度計画】 (1) 方針 常勤職員数を1名削減します。</p> | <p>【事業報告】 1月に2名採用する一方、全体で常勤職員数を1名削減した。</p> | |
| <p>【中期計画】 (2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初の94.3%とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 87人 期末の常勤職員数の見込み 82人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,606百万円</p> <p>【年度計画】 (2) 人事に関する指標 年度末の常勤職員数を82人とします。 (参考) 人件費総額見込み 746百万円</p> | <p>【評価指標】 (2) 人事に関する指標 a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合を評価する。)</p> <p>【事業報告】 年度末の常勤職員数を82人とした。</p> | <p>a</p> |

平成19年度予算、収支計画及び資金計画の実績との対比表

1. 予算及び決算

(単位:百万円)

| 区 分 | | | 特例付加年金勘定 | | 農業者老齢年金等勘定 | | 旧年金勘定 | | 農地売買貸借等勘定 | |
|-------------------|---------|---------|----------|-------|------------|--------|---------|---------|-----------|-------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 収入 | 240,942 | 226,381 | 2,425 | 1,906 | 16,214 | 16,503 | 222,934 | 208,843 | 1,108 | 1,249 |
| 運営費交付金 | 3,963 | 3,963 | 445 | 445 | 1,151 | 1,151 | 2,254 | 2,254 | 113 | 113 |
| 国庫補助金 | 1,925 | 1,388 | 1,925 | 1,388 | - | - | - | - | - | - |
| 国庫負担金 | 151,209 | 151,209 | - | - | - | - | 151,209 | 151,209 | - | - |
| 政府補給金 | 118 | 102 | - | - | - | - | - | - | 118 | 102 |
| 借入金 | 68,330 | 54,100 | - | - | - | - | 68,330 | 54,100 | - | - |
| 保険料収入 | 14,119 | 13,994 | - | - | 14,119 | 13,994 | - | 0 | - | - |
| 運用収入 | 395 | 585 | 48 | 68 | 347 | 518 | - | - | - | - |
| 貸付金利息 | 146 | 132 | - | - | - | - | 264 | 234 | 146 | 132 |
| 農地売渡代金等収入 | 729 | 896 | - | - | - | - | - | - | 729 | 896 |
| 諸収入 | 8 | 12 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 | 5 |
| 特例付加年金被保険者経理より受入 | - | - | 7 | 5 | - | - | - | - | - | - |
| 農業者老齢年金被保険者経理より受入 | - | - | - | - | 594 | 838 | - | - | - | - |
| 農地売買貸借等勘定より償還金 | - | - | - | - | - | - | 729 | 896 | - | - |
| 旧年金経理より受入 | - | - | - | - | - | - | 146 | 146 | - | - |
| 支出 | 225,180 | 212,247 | 469 | 449 | 2,396 | 2,498 | 222,947 | 210,201 | 1,108 | 1,219 |
| 業務経費 | 167,688 | 154,804 | 259 | 250 | 1,884 | 1,987 | 166,249 | 153,530 | 1,036 | 1,156 |
| うち農業者年金事業給付費 | 407 | 243 | 0 | 0 | 407 | 243 | - | - | - | - |
| 旧年金等給付費 | 164,306 | 151,644 | - | - | - | - | 164,306 | 151,644 | - | - |
| 還付金 | 263 | 306 | - | - | 229 | 270 | 34 | 36 | - | - |
| 年金事業相談活動費 | 146 | 146 | - | - | - | - | 146 | 146 | - | - |
| その他の業務経費 | 2,567 | 2,465 | 253 | 245 | 653 | 636 | 1,618 | 1,558 | 43 | 26 |
| 借入償還金 | 56,047 | 56,047 | - | - | - | - | 56,047 | 56,047 | - | - |
| 一般管理費 | 500 | 496 | 56 | 59 | 146 | 152 | 270 | 268 | 28 | 18 |
| 人件費 | 944 | 900 | 153 | 140 | 366 | 359 | 381 | 356 | 45 | 45 |
| 特例付加年金受給権者経理へ繰入 | - | - | 7 | 5 | - | - | - | - | - | - |
| 農業者老齢年金受給権者経理へ繰入 | - | - | - | - | 594 | 838 | - | - | - | - |
| 旧年金業務経理へ繰入 | - | - | - | - | - | - | 146 | 146 | - | - |
| 旧年金勘定への償還金 | - | - | - | - | - | - | - | - | 729 | 896 |
| 旧年金勘定への支払利息 | - | - | - | - | - | - | - | - | 264 | 234 |

2. 収支計画及び実績

(単位:百万円)

| 区 分 | | | 特例付加年金勘定 | | 農業者老齢年金等勘定 | | 旧年金勘定 | | 農地売買貸借等勘定 | |
|--------------|---------|---------|----------|-------|------------|--------|---------|---------|-----------|-----|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 費用 | 186,547 | 171,932 | 2,637 | 2,244 | 16,996 | 15,657 | 166,792 | 153,920 | 386 | 328 |
| 經常費用 | 181,593 | 169,416 | 2,637 | 2,244 | 16,996 | 15,469 | 161,838 | 151,594 | 122 | 110 |
| 人件費 | 944 | 896 | 153 | 139 | 366 | 357 | 381 | 355 | 45 | 45 |
| 業務費 | 162,798 | 157,713 | 261 | 914 | 1,346 | 5,825 | 161,149 | 150,931 | 43 | 43 |
| 一般管理費 | 500 | 483 | 56 | 56 | 146 | 145 | 270 | 265 | 28 | 16 |
| 減価償却費 | 95 | 112 | 15 | 18 | 37 | 45 | 37 | 43 | 7 | 7 |
| 給付準備金繰入 | 17,255 | 10,213 | 2,153 | 1,116 | 15,102 | 9,097 | - | - | - | - |
| 財務費用 | 4,954 | 2,325 | 0 | - | 0 | - | 4,954 | 2,425 | 264 | 217 |
| 雑損 | - | 190 | - | - | - | 189 | - | 1 | - | 1 |
| 臨時損失 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 収益 | 185,818 | 170,518 | 2,637 | 2,428 | 16,996 | 15,858 | 166,063 | 152,005 | 386 | 445 |
| 運営費交付金収益 | 4,003 | 4,602 | 461 | 622 | 1,163 | 1,332 | 2,267 | 2,433 | 113 | 215 |
| 国庫補助金収入 | 1,925 | 1,719 | 1,925 | 1,719 | - | - | - | - | - | - |
| 国庫負担金収入 | 95,162 | 95,162 | - | - | - | - | 95,162 | 95,162 | - | - |
| 政府補給金収入 | 118 | 97 | - | - | - | - | - | - | 118 | 97 |
| 財源措置予定額収益 | 68,330 | 54,100 | - | - | - | - | 68,330 | 54,100 | - | - |
| 保険料収入 | 14,125 | 13,949 | - | - | 14,125 | 13,949 | - | - | - | - |
| 運用収入 | 1,906 | 600 | 236 | 69 | 1,670 | 531 | - | - | - | - |
| 貸付金利息収入 | 146 | 123 | - | - | - | - | 264 | 217 | 146 | 123 |
| その他の収入 | 8 | 55 | 1 | 0 | 2 | 1 | 3 | 50 | 2 | 4 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 95 | 112 | 15 | 18 | 37 | 45 | 37 | 43 | 7 | 7 |
| 臨時利益 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | | | | | | | | | | |
| 純利益 | - | - | 0 | 184 | 0 | 201 | - | - | 0 | 116 |
| 純損失 | △ 729 | △ 1,413 | - | - | - | - | △ 729 | △ 1,915 | - | - |
| 目的積立金取崩額 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 総利益 | - | - | 0 | 184 | 0 | 201 | - | - | 0 | 116 |
| 総損失 | △ 729 | △ 1,413 | - | - | - | - | △ 729 | △ 1,915 | - | - |

3 資金計画及び実績

(単位:百万円)

| 区 分 | | | 特例付加年金勘定 | | 農業者老齢年金等勘定 | | 旧年金勘定 | | 農地売買貸借等勘定 | |
|----------------|---------|---------|----------|-------|------------|--------|---------|---------|-----------|-------|
| | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 | 予算 | 決算 |
| 資金支出 | 240,982 | 226,869 | 2,435 | 2,404 | 15,631 | 15,386 | 222,802 | 210,055 | 1,108 | 1,246 |
| 業務活動による支出 | 169,133 | 155,825 | 462 | 456 | 1,801 | 1,370 | 166,755 | 153,913 | 379 | 321 |
| 投資活動による支出 | 15,802 | 14,996 | 1,973 | 1,948 | 13,830 | 13,453 | 0 | 96 | 0 | 0 |
| 財務活動による支出 | 56,047 | 56,047 | 0 | — | 0 | — | 56,047 | 56,047 | 729 | 866 |
| 次期中期目標期間繰越金 | 0 | — | 0 | — | 0 | 563 | 0 | — | 0 | 59 |
| 資金収入 | 240,982 | 226,869 | 2,435 | 2,404 | 15,631 | 15,386 | 222,802 | 210,055 | 1,108 | 1,246 |
| 業務活動による収入 | 172,612 | 172,172 | 2,419 | 2,399 | 15,619 | 15,386 | 153,729 | 153,876 | 1,108 | 1,246 |
| 運営費交付金による収入 | 3,963 | 3,963 | 445 | 445 | 1,151 | 1,151 | 2,254 | 2,254 | 113 | 113 |
| 補助金等による収入 | 153,252 | 152,699 | 1,925 | 1,388 | — | — | 151,209 | 151,209 | 118 | 102 |
| 保険料収入 | 14,119 | 13,724 | — | — | 14,119 | 13,724 | — | 0 | — | — |
| 運用による収入 | 395 | 575 | 48 | 65 | 347 | 510 | — | — | — | — |
| 農地売渡代金等収入 | 729 | 896 | — | — | — | — | — | — | 729 | 896 |
| 貸付金利息収入 | 146 | 132 | — | — | — | — | 264 | 234 | 146 | 132 |
| 投資有価証券の売却による収入 | — | — | — | 501 | — | — | — | — | — | — |
| その他の収入 | 8 | 182 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 179 | 2 | 3 |
| 投資活動による収入 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 729 | 866 | 0 | — |
| 財務活動による収入 | 68,330 | 54,100 | 0 | — | 0 | — | 68,330 | 54,100 | 0 | — |
| 借入金による収入 | 68,330 | 54,100 | 0 | — | 0 | — | 68,330 | 54,100 | 0 | — |
| 前年度からの繰越金 | 41 | 597 | 16 | 5 | 12 | — | 13 | 1,214 | 0 | — |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |